

四日市市訓令第10号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市職員の職場復帰支援のための産業医面接の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市職員の職場復帰支援のための産業医面接の実施に関する規程の一部を改正する規程

四日市市職員の職場復帰支援のための産業医面接の実施に関する規程（平成22年四日市市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（産業医から主治医への情報提供依頼） 第7条 産業医は、復帰希望職員の同意を得て、復帰希望職員的主治医に対し、職場復帰支援に関する情報提供依頼書（第1号様式）により、復帰希望職員の円滑な職場復帰を図るために必要な情報の提供を依頼しなければならない。</p>	<p>（産業医から主治医への情報提供依頼） 第7条 産業医は、復帰希望職員の同意を得て、<u>産業医面接の実施後に</u>復帰希望職員的主治医に対し、職場復帰支援に関する情報提供依頼書（第1号様式）により、復帰希望職員の円滑な職場復帰を図るために必要な情報の提供を依頼しなければならない。</p>

第1号様式を次のように改める。

職場復帰支援に関する情報提供依頼書

_____（病院 クリニック）

_____先生 御机下

〒510-8601

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所産業医 _____

下記1の弊社職員の職場復帰支援に際し、下記2の情報提供依頼事項について、面接（職員の所属の長、人事課担当者等が同席）あるいは任意書式の文書により、情報提供およびご意見をいただければと存じます。

なお、主治医に依頼する情報提供については、本人の同意を得ております。また、いただいた情報は、本人の職場復帰を支援する目的のみに使用し、且つプライバシーには十分配慮しながら管理いたします。

今後とも弊市の健康管理活動へのご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 職員

氏名 _____（男女）

生年月日 _____年 月 日

2 情報提供依頼事項

- (1) 発症から初診までの経過
- (2) 治療経過
- (3) 現在の状況（業務に影響を与える症状および薬の副作用の可能性なども含めて）
- (4) 職場復帰に関するご意見
- (5) 就業上の配慮に関するご意見（症状の再燃・再発防止のために必要な注意事項など）
- (6) その他

附 則

この規程は、令和5年7月18日から施行する。

(総務部人事課)